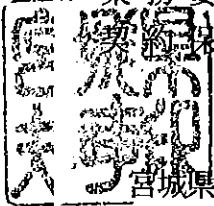


災害廃棄物処理業務委託契約書

委託業務番号 平成24年度環災第3-213号
委託業務の名称 災害廃棄物処理（東京都搬出）業務
委託業務の場所 宮城県牡鹿郡女川町石浜外地内
履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
業務委託料 別記1のとおり
保証金 免除



宮城県（以下「甲」という。）と財団法人東京都環境整備公社（以下「乙」という。）は、甲の石浜地区仮置き場に保管された、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本契約並びに、甲、乙、東京都の三者の間で締結された災害廃棄物の処理基本協定及び災害廃棄物の処理に係る覚書（宮城県女川町平成24年度分）（以下「覚書」という。）に基づき、災害廃棄物を適正に処理する。

（再委託）

第2条 再委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて行うものとする。

2 災害廃棄物の運搬及び処理に係る再委託者は、別記2「処理計画表」（以下「処理計画表」という。）のとおりとする。

（甲の責務）

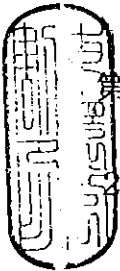
第3条 甲は、災害廃棄物の処理が適切に行われるよう、東京都災害廃棄物受入基準に基づき分別を行い、異物を混入させないようにしなければならない。

甲は、処理計画表に基づき、搬出場所において、本業務のために乙が用意した専用の貨物コンテナ（以下「コンテナ」という。）に災害廃棄物を積込むものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、甲より受託した災害廃棄物の処理が適正に行われるよう、再委託した業者の指導監督を行う。

2 乙は、本業務における災害廃棄物専用の貨物コンテナを用意し、運搬に必要な数量を確保、提供するものとする。



- 3 乙は、搬出場所において、以下の各号に掲げる業務が適正に履行されるよう管理する。
- 4 乙は、搬出場所において、搬出される災害廃棄物が東京都災害廃棄物受入基準に適合しているか否か、監視、確認を行い、不適合物の混入が確認された場合は、コンテナへの積み込みを中止するよう指示する。この場合、甲は、不適合物を引き取らなければならない。
- 5 乙は、甲が積み込みを完了したコンテナについて、コンテナ毎に重量及び放射線量の測定を行い、処理計画表に示す運搬計画に基づき、受入先まで運搬する。
- 6 乙は、別に定める放射能管理マニュアル（宮城県女川町平成24年3月～）（平成24年2月15日付23環廃一第888号）に基づいて放射線量測定を実施する。乙は、測定結果に基づいて、必要に応じて作業の中止等の措置をとるものとする。
- 7 放射線量の測定結果については、甲に報告するものとする。

（災害廃棄物の種別及び数量）

第5条 甲が、乙に運搬及び処理を委託する災害廃棄物の種別、予定数量は処理計画表のとおりとする。

（契約の変更）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、本契約を変更することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を変更する場合において必要があると認めるときは、乙から見積書を徴することができる。

（処理量の確定）

第7条 災害廃棄物の処理数量の算定は、乙が再委託する者が有する処理施設における計量器に表示される数値により確定させる。

（業務委託料）

第8条 業務委託料の額は、運搬費、処理費、使用料及び管理費の合計とし、別記1により算出した額とする。

（業務の完了及び検査）

第9条 乙は、本業務について、四半期ごとに業務完了報告書（様式第1号）を甲に提出し、その完了について確認検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による業務完了報告書の提出があったときは、提出があった日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

（業務委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料請求書（様式第2号）を甲に提出し、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（
第11
な
の
（
第12
の
甲
（
第13
る
者
（
第14
する
2 前
受
した
（協
第15
及び

この

平成

(支払遅延)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期間内に業務委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(損害発生による必要経費)

第12条 乙は、甲から受託した災害廃棄物処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費を負担する。第三者に及ぼした損害も同様とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約に関して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく、開示又は提供してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき、若しくは両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合において、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理を完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し、定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月30日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩



乙 東京都墨田区江東橋四丁目2番5号
財団法人東京都環境整備公社
理事長 森 浩志



別記1（業務委託料）

1 業務委託料は、単価により算出するものとし、その単価は次のとおりとする。

運 搬 費：12 フィートコンテナ（16m ³ コンテナ）1 基当たり	
石浜地区仮置き場から東京第一地区	60,000 円（税抜）
石浜地区仮置き場から東京第二地区	62,500 円（税抜）
石浜地区仮置き場から東京第三地区	68,500 円（税抜）
石浜地区仮置き場から東京第四地区	70,500 円（税抜）
処 理 費：処理数量1 トン当たり	14,500 円（税込）
使 用 料：コンテナ使用料1 月当たり	16,500,000 円（税抜）
管 理 費：管理費1 月当たり	10,629,500 円（税込）

2 業務委託料は、運搬費、処理費、使用料及び管理費の合計額とし、次の式により算出された額とする。

$$\text{業務委託料} = \text{運搬費} + \text{処理費} + \text{使用料} + \text{管理費}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{運 搬 費} = (@ 60,000 \text{ 円} \times \text{運搬数量(基)} + @ 62,500 \text{ 円} \times \text{運搬数量(基)} + \\ \quad @ 68,500 \text{ 円} \times \text{運搬数量(基)} + @ 70,500 \text{ 円} \times \text{運搬数量(基)}) \\ \quad \times 1.05 \\ \text{処 理 費} = @ 14,500 \text{ 円} \times \text{処理数量(t)} \\ \text{使 用 料} = @ 16,500,000 \text{ 円} \times \text{使用月数(月)} \times 1.05 \\ \text{管 理 費} = @ 10,629,500 \text{ 円} \times \text{管理月数(月)} \end{array} \right\}$$

※1 運搬費：運搬数量は、コンテナの基数とする。

※2 処理費：処理数量は、第6条に規定する計量器による実重量とする。

※3 使用料：使用月数は、必要なコンテナ数量を確保した月数とする。

※4 管理費：管理月数は、コンテナの運用管理、重量管理及び放射線量測定を行った月数とする。

- ◇ 運搬費 災害廃棄物の排出元である宮城県女川町石浜地区仮置き場から、東京都内の受入先までの運搬経費
- ◇ 処理費 受け入れた災害廃棄物の中間処理及び最終処分経費
- ◇ 使用料 災害廃棄物の運搬に使用するコンテナ150基の使用経費
- ◇ 管理費 災害廃棄物の排出元である宮城県女川町石浜地区仮置き場におけるコンテナの運用管理、重量管理及び放射線量測定にかかる管理経費

別記

【処

受

受

【運搬

① 日

② 日

③ 全

④ 中

⑤ 株

⑥ 同

別記2 (処理計画表)

【処理計画】

受入種別	可燃性廃棄物		
受入先	東京二十三区清掃一部事務組合		
	施設名	予定コンテナ数	予定処理数量
東京第一地区	①品川清掃工場	12,108基 (16m ³ コンテナ)	約48,432トン
	②大田清掃工場		
	③多摩川清掃工場		
	④新江東清掃工場		
	⑤中央清掃工場		
	⑥港清掃工場		
	⑦目黒清掃工場		
	⑧有明清掃工場		
	⑨渋谷清掃工場		
	⑩豊島清掃工場		
	⑪墨田清掃工場		
	⑫世田谷清掃工場		
	⑬北清掃工場		
	⑭江戸川清掃工場		
	⑮葛飾清掃工場		
	⑯千歳清掃工場		
	⑰光が丘清掃工場		
	⑱板橋清掃工場		
	⑲足立清掃工場		

【運搬計画】

運送事業者	予定運搬数量
① 日本貨物鉄道株式会社	48,432トン
② 日本通運株式会社	
③ 全国通運株式会社	
④ 中央通運株式会社	
⑤ 株式会社丸運	
⑥ 同和通運株式会社	